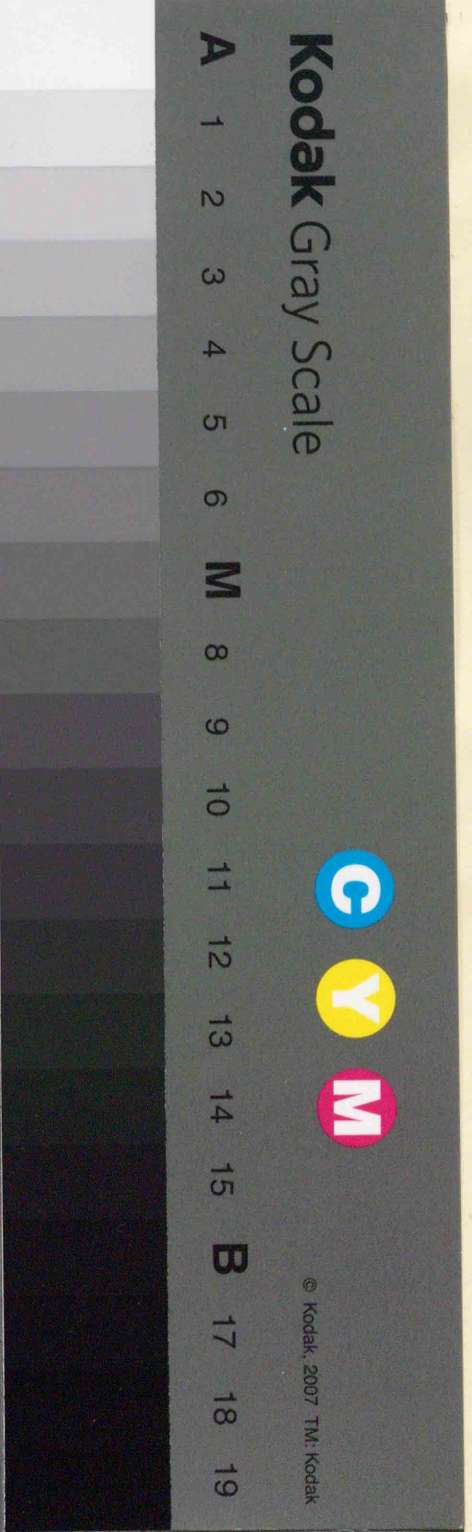
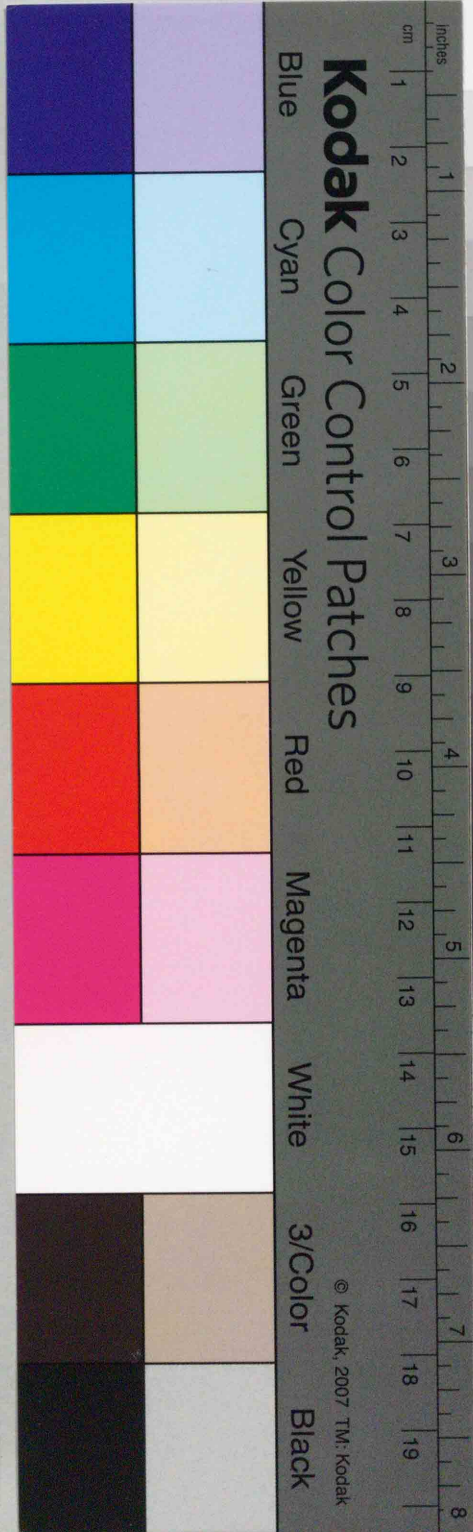
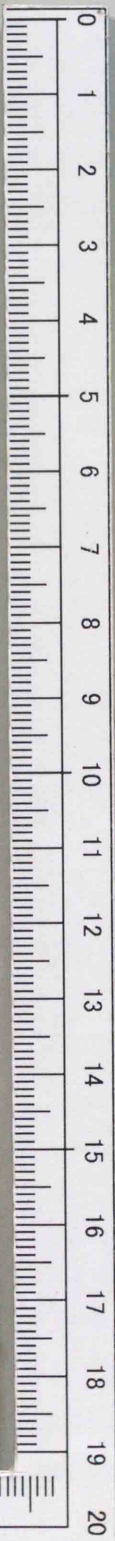


新訂
女子修身教科書

昭和三年版

卷四

3759
Y019
資料室



40574

教科書文庫

4
110
42-1928
200030 2150



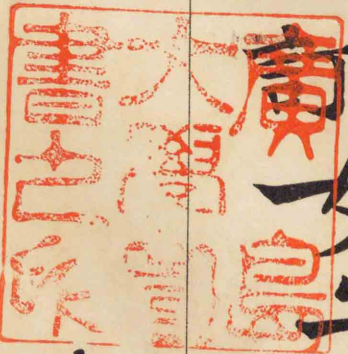
375.9
Y.19

昭和三年一月二十一日
文部省檢定
高等女子學校修身科用

東京帝國大學教授兼
東京高等師範學校教授
文學博士吉田靜致著



新女子修身教科書



東京寶文館藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣侯爵 桂 太郎

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セム
コトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆
國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣

伯爵

山本權兵衛

以下各大臣副署

勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ內文教ヲ敷キ外武功ヲ輝カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體

共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ノ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
 今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ニ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
 夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

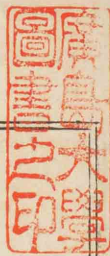
新訂 女子修身教科書 卷四

目次

第一課	社 會……………	一
第二課	秩 序……………	六
第三課	協 同……………	一二
第四課	社 交……………	一六
第五課	正義と仁愛……………	二一
第六課	人格の修養……………	二五
第七課	我が國民道德の由來……………	三〇
第八課	我が國民道德の精華……………	三六
第九課	國民精神作興に關する詔書の由來……………	四二
第十課	國民精神作興に關する詔書(一)……………	四六

第十一課	國民精神作興に關する詔書(二)	五三
第十二課	結婚	六一
第十三課	夫妻の和合	六八
第十四課	内助の道	七四
第十五課	子女の教養	八一
第十六課	舅姑	八七
第十七課	境遇	九四
第十八課	女子の自立	九九
第十九課	女子の本分	一〇六
第二十課	人生	一一二

目次終



新訂 女子修身教科書 卷四

第一課 社會

人類の社交本能

人は生れながらに群居本能・社交本能を有するものである。それ故に單獨孤立に陥ると堪へがたい苦痛を感じるものである。我等は幼兒の折から家庭に生活して父母、兄弟、姉妹と苦樂を共にして來た。家庭は人間の共同生活の第一歩である。又家庭の

外では、朋友と交り、教師に接し、隣里の人々と相交通し、更に年とつては一縣一國の人とは勿論、他國の人々とも相知り相交るのである。これも亦社會生活であつて、共同生活の第二步である。

社會と個人

社會と個人との關係は極めて密接であつて、之を分離することは出来ぬ。社會は多數個人の合同から成り個人の力によつて發展するけれども、反對に、個人は又社會に依つて其の生存と進歩發達とを遂げ得るのである。

我等の衣食住に要する材料は、凡べて社會の供給に俟たなければならぬのは勿論、言語・風俗・禮儀・慣習等も、社會を離れては何等の意義もない。我等の最も重んずる知識・道德の如きも、社會を外にして發生するものではなく、又之を利用し實踐する處もない。個人は實に社會の内に生れ、社會の内に死するものである。

けれども、社會は又個人を離れて存在することを得ない。若し、人々が分離孤立して、合同することがなかつたならば、社會は直ちに瓦解するであらう。又たとへ、一旦結合しても、各個人の努力が足らなかつたならば、社會は健全なる發達を遂げることは出来ぬ。怠惰で、協力一致することを知らない家族は、

社會と個人の利害

一家衰頹して遂に離散するに至り、利己にのみ汲々として、全體のために盡すことを思はない國民は、遂に國家を失ふに至ることは、古今其の例に乏しくない。このことは、昔に國家のみのことではない、一郷一村、學校、會社、組合等に至るまで、苟も共同生活を營む社會の盛衰は、總べて之を組織する各員の態度如何によるものであると言つても、過言でない。

かやうに社會と個人とは、分離すべからざる關係を有するものであるから、其の利害に於ても、多くは相一致するものであつて、眞に個人の利とする所は社會の利であつて、眞に社會の害とする所は又個人

社會奉仕

にも害である。時には又社會の利害と個人の利害とが衝突するやうに見えることがあつても、それは多く個人が一時の利害を固執するから生ずる誤である。されば、一時の利害の念を去り、眞に永遠の幸福を目標として努めたならば、兩者の利害は決して衝突するものでなく、社會の繁榮に依つて個人の幸福を増し、個人の發展に伴つて社會の隆昌を來す道理のあることを知り得る。

勿論、社會の危急存亡に關する場合には、個人に對して、眞の獻身的行爲を要求することがないではない。元來、社會の生命は永く、個人の生命は短かいも

のである。我等の今日享ける幸福は、主として祖先先輩の賜である。さすれば、社會が今日我等に奉仕を要求するのは、其の永續と發展との爲であつて、やがて、未來永遠に互つて、我等の子孫を擁護する所以に外ならぬ。されば、人は「自己」といふ考を擴張して、遠く過去の祖先と未來の子孫とに及ぼし、彼等と一體たる所以を解するならば、始めて眞に社會と個人との密接なる關係を了解し得るのである。

第二課 秩序

社會の秩序を維持することは、共同生活に缺くべ

秩序

公正

からざる要件であつて、人は之に依つて平和な生活を營み、安寧幸福を保つことが出来る。

社會の秩序を維持するに、最も大切なのは公正を守ることである。公正とは、人が各、其の分を守り、互に相犯さないのをいふ。自己の價值を重んずると等しく他人の價值を重んじ、自己の權利を守ると共に、他人の權利を承認し、自己の名譽を尊重する心を以て、他人の名譽を尊重するならば、社會には紛争が起らず、人々は互に相和し、社會の秩序は自ら保たれるであらう。

法律は秩序を維持する爲に、國家の定めた所であ

法律

つて、之を犯す者には制裁を加へる。かやうにして國家は其存立を全うすると共に、一般人民の安寧・幸福を保證し得る。

秩序を紊すことは、多數合同の動作に於て、最も戒めなければならぬ。多數の者が、力を協せて事に従ふのは、其の効果を大ならしめる所以であるから、其の目的が善良であつて、手段も亦穩當であつたならば、國家・社會の進歩發達を助成することが出来るけれども、衆人の會合は、とかく狂暴に流れ常規を逸し易いものであるから、かかる際には、特に注意して秩序を守らなければならぬ。

自由

國家は又、言論其の他につきて國民の自由を認め、てゐる。一部の人は極端に趨り、自由を重んずるの餘り、秩序を忘れるやうなことがないでもない。殊に言論は、社會公衆に大なる影響を及ぼすものであるから、深く矯激の言辭を慎み、人心を不安ならしめるやうなことがあつてはならぬ。

風習

風俗・慣習は又道徳法律以外に於て、社會の和合・協同を助け、秩序を維持するものである。蓋し、風俗・慣習は幾百年の歲月を經、社會に應じ、自然の淘汰を經て、今日に至つたものであるから、各人の心中に深い根柢を有し、容易に變更し難き傾をもつてゐる。か

の制度。法律の如きも、畢竟之に準據して作られたるものが多く、道徳も亦之れから派生したものに過ぎない。されば不良不正のものでない限り、成るべく慣習に遵ふべきである。「郷に入りては郷に従へ」といふ諺は、即ち此の意を示したものである。我意に任せて、恣に之を破るが如きは、社會の秩序を輕んずるものといはなければならぬ。

されど風俗・慣習は、總べてが善良であるとは言ひ難い。それらは社會の變遷に依つて、時勢に合はないやうになることもある。風習の善惡は、國運の消長に關し、舊慣の墨守は、社會の進歩を妨ぐることが

現代の弊風

少くない。故に不良で今日に適しないものは、漸を追うて改善するがよい。若し又他國に良風・美俗があれば、採用して、漸次に我が短を補ふ事は最も必要ではあるが、無批判に急激に改めるのはよくない。殊に世界大戦後は、外來思想の輸入と共に、誤つた自由平等の思想に捉はれて、我が國舊來の良風美俗を破壊せんとするやうな者も少くない。是等は社會の秩序を紊すものであつて、最も惡むべきものと云はなければならぬ。我等はどこまでも健實な態度を以つて、愛する我等の社會の平和秩序の維持を圖らなければならぬ。

協同

第三課 協同

社會に對する第一の務は協同である。蓋し社會は單なる個人の集合ではなくして、全體として統一あり組織ある精神的團體であつて、我等はその連帶責任者である。それ故に協同が大切なことになる。家庭・學校・市町村の如き、總べての團體が其の發達を遂げるためには、各員の同心協力に俟たなければならぬ。就中、國家は多數の人民、多數の職業、多様の階級を包有する最も複雑なる社會であるけれども、國民が互に能く協同和合したならば、秩序を保ち、幸

協同の利益

福を進め、國家の隆昌發展を實現し得るのである。分業が有利なものであることは周知のことである。而も分業は一面から見たる現象であつて、他面から見れば、分業の利は即ち協心戮力の利益である。十人の職工が各自に異なる役目をするのは或る一個の商品を作り上げる目的に向つて力を戮せることである。而して協同の利益は、嘗に二二が四位でなく、實に、二二が六とも八とも十ともなる事がある。二二が四は數學上の眞理であるが、二二が八となり十となるのは、社會學上から見ての眞理である。これ二二が四人協同すると、單に四人前のみならず、八

公共的精神

人前も十人前もの仕事を爲し得るからである。協同の實を擧げるには、各員が皆公共的精神を有することが大切である。人は其の面の如く、各異なる性質を有するものであるから、其の意見も亦全く同一であることの出来ないのは勿論であるが、常に克己の精神を持し、社會の爲には、我意を捨てて他人と協同する考がなくてはならぬ。之に反して、飽くまでも我意を主張して紛争を事とし、瑣末の事にも他と一致を缺くやうであつたならば、社會は決して發達を遂げ得ないであらう。我が國民は古から、國家に對する協同の精神が甚だ盛であつて、上下一致

雷同

女子の協同

の美風をなして來たけれども、日常の社會生活に徴すると、この精神が未だ十分に行はれてゐないため、遺憾なことが甚だ多い。

けれども、目的の如何を顧みず、手段の如何を選ばず、只管他人の鼻息を窺つて、行動を共にするのは、所謂附和雷同であつて、却つて社會の秩序を紊し、發達を害し、延いては自己の生活をも危うするものである。蓋し衆人と事を共にするに當つては、とかく善惡の判斷に迷ひ、多數に左右せられ易きものであるから、慎んで進退を誤らない様にしなければならぬ。女子は、多く家に居るのであるが、元來家庭も亦一

の社會であつて、父母は子の爲に働くことを辭せず、子は父母の爲に盡すことを厭はず、兄弟姉妹は互に相助けて所謂協同の精神を發揮すべきこととは言ふまでもない。且文化の發達に伴つて、社會事業に於いても、女子の協力を要する事が次第に増加する状態である。されば女子も亦協同の精神を有ち、家庭に於て連帶責任者としての任務を分擔するのみならず、公共の事業に對しても應分の力を致し、以て社會に貢獻する所がなければならぬ。

第四課 社交

交際

古は、女子は多く深窓の裡に成長して、容易に他と交際せず、長じて他に嫁いても、夫の長上親族の外は、なるべく親密にしないのを以て宜いとせられてゐた。しかし社會の進歩に伴ひ、是等のことも改まり、同窓の師友を始めとし、親戚及び隣里の同輩長上など、女子の社交の範圍も漸く廣まつて來た。況して、他に嫁いだ後は、更に夫の親戚先輩知友同僚等の家庭とも交際しなければならぬ。而して、是等の交際は、一門の和親を助け、彼我の交誼を溫め、或は夫の業務に對して間接の幫助ともなるものであるから、主婦たるものは特に意をこの點に用ひねばならぬ。

交際の道

交際の道は多いが、要するに、吉凶には慶弔し合ひ、寒暑には慰問し合ひ、其の他文通・訪問・會談・招待・贈答等をするに在る。

恩人・先輩・親戚等の長上には、時折訪問して敬意を表し、併せて又其の教訓を受けるのが禮である。若し遠方に離れてゐる場合は、時々音信を通ずるがよい。一枚の繪葉書も、時に取つては大なる温情を増すものである。事がなれば、數年も音信を絶ちながら、一朝事があると、俄かに哀訴嘆願するのは愚の至りである。深く戒めねばならぬ。

同僚・知友等には、相互の業務を妨げない限り、時々

訪問會談して、交誼を溫め、時としては又娛樂を共にするがよい。しかし餘りに頻繁に過ぎると、時間を浪費するのみでなく、相互の短所・缺點等も露はれて却つて交情を傷^{ヤス}るやうなことになる。

物品の贈答又は饗應の場合には、必ずしも其の贈物の高價、飲食の珍味なるを要しない。或は後園の蔬菜・果物を贈つたり、若しくは到來の魚鳥を手料理で進めても、眞に誠心をこめて、親切に歡待すれば、敢へて敬意を失はないのみならず、先方の満足を得るものである。之に反して、自家の身分をも考へず、收入以上の饗應・贈答をすれば、却つて他にも迷惑をか

交際の本義

けるのみならず、不經濟なこと此の上もない。

交際の本義は、彼我の感情を融和し、見聞を廣め、社會生活を愉快にすることであるから、相互に快活で趣味ある談話を交へ、自重謙讓親切丁寧温雅を旨とし、敬意を失はないやうにせねばならぬ。苟にも暴慢・輕侮・粗忽・不親切等の行があつてはならぬ。さうかと云つて餘りに、形式窮屈に過ぎて和親を缺き、若しくは人をさし措いて事毎に出過ぎ、又は華美な服飾を衒ふやうな態度は、最も戒むべきことである。近時往々社交にことよせて、家庭の管理を打ち捨て、子女の教養をも顧みず、濫に外出をするものがない

でもない。深く慎むべきことである。

若き男女間では、たとへ、夫あり妻ある間柄でも、特に交際に意を用ひ、相互の應對書信の往復等に、決して敬意を失はないやうにし、聊かでも他人の疑を招いたり、如何はしき風評を立てられるやうな舉動があつてはならぬ。

明治天皇御製

ひろき世にまじはりながらともすれば

狭くなりゆく人ごゝろかな

第五課 正義と仁愛

正義

社會に於て、すべきことをして己れの分を守り、すべからざることをしないで他を害しないのを正義と謂ふ。例へば、國法に遵ひ、約束を守り、借りた金品をかへすが如きは、必ず己れのすべきことである。故なく人の感情、名譽を傷つけたり、財物を損したり、又は社會の秩序を紊したりするのは、何人もしてはならないことである。正義のために、何人も果さねばならぬことは義務である、之に反して、正義の爲に、他人に對して要求し得るものを權利と謂ふ。

他人から苦しめられ、名譽を傷つけられることは、自分の幸福を害せられることであつて何人も好ま

權利義務

人同し權利義務あり

ないことである。されば他人を苦め、他人の名譽を傷つけ其の幸福を害つてはならぬ。他人が貸した金品を返さないとか、若しくは約束に背いて、不利益を與へるならば何人も不快に思ふであらう。されば我等は又他人に損害を與へたり、其の利益を損つてはならぬ。是即ち道德の一面である。古人も、己の欲せざる所は人に施すこと勿れ」といつてをる。

我等は自己の福利を擁護する權利を持つと同時に、他人の福利を害しない義務をもつてゐる。各人が能くこの權利、義務を尊重し確守したならば、社會の秩序は必ず保たれるであらう。法律は主として、こ

人生の目的

決してこれ等に依りて測定せらるべきものではない。富貴であつても人格の劣等なものがあり、貧賤であつても人格の高尙なものもない。人生究竟の目的は、要するに自己の人格を完成するに在ると云つてよい。換言すれば、今の我の不完全なのに嫌らないで、一層善き我たらしめようとするにある。私等は此の目的を達せんが爲に、常に劣等な欲望を抑へ、良心の指示に従つて本務を實行せなければならぬ。

人格の劣等な者は之に反して、或は目前の欲情のために支配せられて、之を抑制することが出来な

つたり、或は一定の主義がなくして言行の統一を缺いたり、或は私利私慾にのみ汲々として、過失を累ね、自己の名譽體面を顧みなかつたりする。人格は初めから完全なものではないから、何人も、時々有益な書を読み、良家庭と交際して、智を磨き情意を養ひ常に理想を高尙にし、己れの面目責任を重んじて、善に遷り過を改め、常に圓滿な生活をする心を心掛けねばならぬ。かやうにして、始めて低い人格から高い人格に、小なる人格から大なる人格に進むことが出来る。

高い人格の人は、眞に國家社會の寶である。國家

人格者は國の寶

の品位はこれが爲に高められ、社會の風紀もこれによりて保たれる。世の中の事業は、政治でも、實業でも、はた、家政でも、常に高尚な人格の人を俟たなければ十分の成果を收めることが出来ぬ。我等は造次顛沛にも自己の人格の修養に努めなければならぬ。人格修養の資として、左に明治天皇の御製を掲げよう。

明治天皇御製

塵の世に身はまじるとも人みなのこところは常に拂ひきよめよ
おほぞらにそびえて見ゆるたかねにも

登ればのぼる道はありけり
ひらけゆく道に出でて心せよ
つまづくことのある世なりけり
やすくしてなし得がたきは世の中の
人のひとたるおこなひにして
天を怨み人を咎むることもあらじ
わがあやまちを思ひかへさば
とる棹のこゝろ長くもこぎよせむ
蘆間の小舟さはりありとも
まき柱たてしこころをうごかすな
世にはあらしのふきすすむとも

久方の空にはれたる富士のねの
 高きを人のこころともがな
 さしのぼる朝日のごとくさわやかに
 もたまほしきは心なりけり
 時はかる器はまへにありながら
 たゆみがちなり人のこころは
 あさみどり澄みわたりたる大空の
 廣きをおのが心ともがな

第七課 我が國民道德の由來

教育に關する勅語は、我が國民道德の大本を示さ

我が國民道德の善美

思想
文明の進歩は徳の徳

徳の徳
文明の進歩は徳の徳

徳の徳
文明の進歩は徳の徳

天祖の神勅

徳の徳

せ給うたものである。而して、これ實に、我が國體と
 民性とに本づける固有の道であつて、其の淵源は、遠
 く建國の古に發し、爾來三千年も傳へて來た。其の
 間多少の變遷はあつたけれども、善美な特質は古今
 を通じて動かず、其の精髓は世と共に進歩發達して、
 遂に今日の如く世界の嘆美する大道となるに至つ
 た。次に其の由來の大略を述べるであらう。
 謹んで按ずるに、天祖の天孫に賜うた神勅は、皇統
 の無窮と皇運の隆昌とに關する大豫言とも申し奉
 るべきものである。特に神鏡を以て、我が御魂とし
 て齋き祀れ。」と宣うたのは、崇祖・申孝の大義を教訓し

給うたのである。

天祖の神意は、歴代の天皇が等しく遵奉し給ひ、我等の祖先も亦能く奉體實踐して、後世子孫に遺した所であつて「惟神之道」とは之をいふのである。昔我等の祖先が家にあつては血族の團結を鞏固にし、祖先を尊び、孝道を重んじ、君に事へては忠誠を旨とし、身命を捧げて厭はなかつたのは、皆此の道に遵由したものである。而して、一般の國民性は、敬神の念に篤く、尚武の氣象に富み、清淨を尙び、汚穢を忌み、著實質素で浮華に流れず、以て能く此の大道を支持し發達せしめたのである。

天祖の神意
神に
神に
其の
た即ち神

儒教

礼 智 信

五常
仁 義 禮 智 信

父子有親

君臣有義

夫婦有別

朋友有信

長幼有序

修身 齊家 治國 平天下

武士道

佛敎

外國の思想で、先づ我が國に傳來したものは儒教である。

儒教の重んずるところは五常五倫であつて、五倫を正しうして五常を身に體したならば、人たる所以を完うすることが出来るものとした。次いで渡來した佛敎は、人生の知見を開き疑惑を去り、苦悶を除いて、常樂の境涯に達せしむるを目的として、慈悲忍辱を重んじ、正直寡慾、勇敢を教へ、十惡五逆等の罪惡を戒めた。

儒佛二敎の渡來以後、我が國固有の道德は、多少の動搖を免れなかつたけれども、之がために却つて國民的自覺を起し、其の短を捨てて長を取り、巧みに包

外國の思想で、先づ我が國に傳來したものは儒教である。儒教の重んずるところは五常五倫であつて、五倫を正しうして五常を身に體したならば、人たる所以を完うすることが出来るものとした。次いで渡來した佛敎は、人生の知見を開き疑惑を去り、苦悶を除いて、常樂の境涯に達せしむるを目的として、慈悲忍辱を重んじ、正直寡慾、勇敢を教へ、十惡五逆等の罪惡を戒めた。

武士道の本旨

容同化して、能く我が固有の精粹を發揮するに至つた。中でも特に著しいのは武士道である。

武士道はその淵源を遠く神代の古に發するけれども武士階級の起るに及んで益盛となり、徳川時代に至つて、文教が大に興り武士道も愈發達した。武士道の本旨とする所は、至誠を以て君父に事へ、身命を惜しまず、加ふるに、神を敬ひ佛を尊び、慈悲の心深く、信義、禮節を守り、廉恥を重んじ、質素を旨とし、武勇を以て其の信念を貫くにあつた。

武士道は我が帝國の國粹であつて、實に世界に誇るに足るのである。近く明治二十七八年及び三十

教育に關する勅語の賜

七八年戰役に於て、我が將卒が能く一身を邦家に捧げ、忠勇、義烈の精神を發揮して連戰大捷を占め、國光を世界に輝かすを得た所以も、實に此の武士道の精神即ち大和魂の發現に外ならずと謂つてよい。

然るに、明治維新以來、輸入せられた泰西の思潮は、一面に於て我が國民思想に影響し、古來の信念に動搖を與へたことが少くなかつたからして、明治天皇は深く大御心を惱ませられ、明治二十三年十月三十日、教育に關する勅語を下し賜うて、國民の據るべき道德の標準を明示し給うたのである。

昭憲皇太后御歌

國のため下し給ひしみことのり

かしこさに泣く君が御代かな

第八課 我が國民道德の精華

忠孝一致

我が國民道德の特質は、忠孝の一致して分れない
 點にある。凡そ親に孝に君に忠なるべきは、古今東
 西に互つて變らない世界の道義である。儒教が孝
 を以て人倫の大本としてゐるを始めとし、佛教が四
 恩の中に父母の恩を第一に擧げたなどは、何れも孝
 を重んずる證據である。又支那といはず、西洋とい
 はず、臣民たるものが、其の君主に忠誠を盡すことを

人倫の根本
 自然の理
 子孫の世襲
 三。實
 佛徳の

道としてをることは歴史に明かなことである。け
 れども、他國では、忠と孝とは必ずしも一致せず、往々
 にして両者が矛盾することを免れぬ。然るに我が
 國では、忠と孝とは分離することの出来ぬ一徳であ
 つて、孝であれば即ち忠となり、忠であれば即ち孝と
 なるのである。この點が我國と他國との道德上に
 大いなる區別のある所以であつて、忠臣は孝子の門
 に出づ。といふことは、實に我が國に於てのみ見るこ
 とが出来るのである。

抑、我が國の社會組織は家を以て基礎とし、家は孝
 を以て中心の道とするから、我が國の孝を重んずる

一家が一族
國全体が大家族
祖先尊崇
白川村の大家族

忠孝一致の本義

のは、當然の理といはなければならぬ。然るに、家は永遠の生命を有するものであるから、孝は單に現在の父母に對するのみに止らないで、遠く祖先にも及ぼし、祖先の遺志を繼いで、家の爲に盡すことは子孫たるものの務である。かやうな譯であるから祖先尊崇の大切なることが明かである。我が國は家を以て組織せられてゐると同時に、國全體が恰も一大家族のやうな趣を備へてゐる。何となれば、我が國民の中堅は、古來殆ど皆同一の大和民族から成り、起源の違ふ一部の種族も、早くから同化せられて、全く同一民族であるといふ自覺を持つ

に至つたからである。而して、皇室は此の大家族の大宗家であらせられるのであるから、皇室の長であらせられる天皇は、一國の元首として統治の大權を握らせ給ふのみでなく、又我等全國民の宗本家の長であらせられるのである。家と國家、民族と皇室との關係は實にかくの如くである。随つて、父母を敬愛し、其の慈愛に報いんとする至情は、祖先尊崇の觀念と一致して、遠く民族共同の始祖たる天祖を仰慕し、更に其の直系たる天皇に忠順なるに至るのは自然の道理であつて、これ我が國に於て、忠即ち孝となる所以である。

愛國奉公の
意義

却つて皇室の稜威を増し、臣民の幸福を進めて、今日に至つた。思ふに之は、忠君の大義と愛國の大道とが一致するからである。この故に、我等の國家を愛する至誠は、常に皇運の無窮を擁護する奉公の念となつて現はれねばならぬ、我等に取りては、祖宗の遺訓を奉じ、忠孝の大義を完うするの外に、愛國奉公の道はないのである。

第九課 國民精神作興に關する詔書の由來

奢侈の風

歐洲大戰に際して、我が國も之に参加したのであるが、戰場を去ること遠く、僅かに青島を攻略したに

過ぎなかつた。故に歐米が産業上甚大の打撃を被むつたのに引きかへ、舶來品の輸入がなくなつたのみでなく大に輸出額を増加した。随つて我が國では一時産業が勃興して、經濟界の繁榮を來し、急に國富が増進せられた。而して他面には俄に國民の生活は上進し、奢侈の風を生ずるに至つた。然るに戰後歐米が國力を回復すると同時に我國に於ては經濟上の恐慌を來し、生活難を訴ふるに至つたが、國民奢侈の迷夢は猶醒めず、我が國の前途は寒心すべきものがある。

加ふるに大戰以來歐米に於ける思想の動搖は遠

思想動搖

く我が國にも波及し、所謂危険思想なるものが社會に流布し、人心の動搖甚だしく、思想問題を惹起し、ひいて社會運動として現はるゝに至つた。而して平和條約の成立した後の今日に於ても、尙ほそれらの思想運動は止まず、之に對して或は國民思想の善導を高唱し、或は國民道德の涵養を力説し、或は青年團の指導を必要とすると云ふ有様で、種々の方法が案せられた。何れも多少の効果が無いではないが、國民精神の歸趨する所が定まらず、思想上の不安は容易に除き去られさうにも思はれぬ。

此の時に當つて、前古未曾有の大震火災が國民の

大災害

頭上に落下して來た。慘死するもの十餘萬、富の損失百億を下らずと云はれる。これは實に一大災害である。或人は之を天譴だといふ。奢侈の風、浮薄の思想を思ひ合せたならば、故なきにあらずといふべきである。今や國民は猛省しなければならぬ秋である。此大災害に對する復興は多額の費用と非常の努力とを要するのであつて、實に我が國民にとつて一大試練といはなければならぬ。

かくの如く奢侈の風去らないのに早くも生活不安に陥り、加ふるに思想は動搖して歸する所を知らない状態であり、剩へ未曾有の大災害に遭遇したの

であつて國家の前途は益多事多難である。
 畏くも大正天皇は深く茲に御軫念あらせられて、
 大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔書
 を下し給ふて、國民を訓戒し、國民思想の歸向すべき
 所を示させ給うた。實に恐懼の至である。我等は
 此の大詔を體して最善の努力を盡し、聖旨の萬一に
 對へ奉らなければならぬ。

第十課 國民精神作興に關する詔書 (一)

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ
 之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサル

要旨

ヘカラス

謹んで按ずるに、此一段は國民精神の剛健は國家
 興隆の本であるから、之を涵養し振作して國本を固
 くしなければならぬと仰せられたのである。

國民精神と
 國家の興亡

國家は如何に領土が廣く人口が多くても、それで
 其の國家は盛になるものではない。印度や支那の
 現在を見れば何よりもよく之が分る。國民精神が
 柔弱であつたならば其の國は衰頹し、國民精神が剛
 健であつたならば如何なる外來思想が輸入されて
 も如何なる經濟上の不安が來ても又如何なる天災
 に遭遇しても決してひるむものではない。むしろ

それらの難關試練を見事に突破して、國家を興隆せしめるのである。實に國家興隆の本は國民精神の剛健といふことにある。それ故に國民精神を涵養し振作して之を鞏固ならしむることが必要である。是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ

謹んで按ずるに、此一段は、明治天皇が教育勅語並

に戊申詔書を御下しになつたのも、畢竟國民精神を作興せさせ給はんとの御大心であつたと仰せられたのである。「國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ」は教育勅語のことを仰せられたのであり、忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ」は戊申詔書のことを仰せられたのであると拜察する。

明治維新後、西洋の文物が盛に輸入せられて、一方に極端な西洋謳歌主義が出て我が國固有の美を蔑視せんとし、他方には之に對して國粹保存主義があつて我が國固有の美點を保存しなればならぬと

教育勅語

主張する。かく新舊思想の統一がなく、教育の方針も一定せず國民が五里霧中にさまよふ有様であつた。この時に明治天皇には教育勅語を賜はつて、教育の方針を御示しになり、爾來教育の向ふ所が一定し、教育は非常な進歩を致した。之れ畢竟國民精神が涵養振作せられたによるのである。

更に戊申詔書について考ふるに、日露戦後に於ける我が國は、國産を獎勵し貿易を盛にして創痍を醫し國運の發展を圖らなければならぬ大切な時であつた。然るに國民は戦勝に酔ひ、小成に安んじ、樂觀的となり、奢侈贅澤に流れ、社會の或方面では腐敗墮

戊申詔書

要旨

落にさへ陥つた、是國民精神の萎靡衰弱である。是に於て明治天皇は戊申詔書を下し給うて、世界の大勢に處し、文明の潮流に掉して進むべき大方針を諭し給ひ、我等の實踐すべき要目を教訓し給うた。是れ明かに國民精神を振作せんとの聖旨である。爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ謹んで按ずるに、此一段は前段に示し給うた明治天皇の教育勅語、戊申詔書煥發されて以來國民の向ふ所が一定し、效果が大に著はれ、國民精神振作して

國家は興隆したが、猶大正天皇は御即位以來常に戒め慎んで明治天皇の御遺業を承け、益、それを進めて行かうと思召されてあつた。然るに料らずも災變に遭遇して頻りに軫念遊ばされた由を仰せられたのである。

明治の歴史はあらゆる方面に國家興隆の事實を反映してゐる。其の原動力は明治天皇が涵養振作し給うた剛健なる國民精神であつた。今詳細なことは措いて、交通機關の發達、産業の發達、教育の普及、軍備の充實、國威の宣揚等、何れの方面に於ても國家興隆の實を示さぬものはない。

未曾有の火災に當つては御内帑金一千萬圓を御下賜になり、新宿御苑、高輪御所燒跡、深川の御料地、濱離宮等の御苑や御料地を開放せられ、次いで侍從を震災各地に御差遣遊ばされて、優渥な慰問の御詔を傳達せしめられた。以て當時の軫念の程を察し奉ることが出来る。實に恐れ多い極みである。

第十一課 國民精神作興に關する詔書 (二)

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐

ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ。

要旨

謹んで按ずるに、此一段は最近學問が開け人智が進んだために思想上風俗上忌むべき弊風が生じた。此際大に之を改革しなければ前代の御功業を衰へしめるから甚だ心配である。まして今回の災禍は甚大であるから、文化を復興し國力を盛んにすることは皆國民の精神によることが大である。實に今

日は舉國一致國民精神を振作し時弊を匡矯し國運を伸張すべき時であつて、それをなすには明治天皇の聖訓即ち教育勅語と戊申詔書を守つて、其の實績を擧げるにあるのみだと仰せられたのである。

近頃學問は益開けて人智は日進月歩の勢である。學問の中でも自然科学の知識は、交通通信、建築、其他衣食住の凡ての方面に應用せられた。また精神科學の方では哲學、社會學、經濟學等の新しい思想が輸入せられて學問は益盛になつた。

然るに歐洲大戰中の經濟界の好況期に満心して物質を重んずる風が生じ、道德心が薄らぎ、上調子と

なつて奢侈に流れ、逸樂に耽り、我が儘勝手な振舞をして憚らぬものが出るやうになつた。「浮華放縱ノ習」と仰せられたのはそれらの點を仰せられたものと拜察する。又一方には思想問題なるものが起り、輕はづみに新奇な思想を歓迎し、極端にはしる過激の言動をして得々たるものがある。かゝる傾向を指して「輕佻詭激の風」と仰せられたものと拜察する。かくの如き弊風を革めずにおいては實に我が國の前途は大に寒心すべきものがあるではないか。加ふるに大災害は一府五縣に亘り、しかも帝都をも襲つた、めに、其の損害は莫大なるものである。

死者十四萬餘人、負傷者十萬餘人に及び富の損失百億と註せられた。かくて我が國の文化は十年遅れたと觀察するものさへある。之を復興するといふ事は、經費の點からいつても、勞力の點からいつても、實に大なる者である。損傷された文化を復興して政治經濟上國力を振興するためには、國家興隆の根本たる國民精神の振作に待たねばならぬ。實に今日は上下協力舉國一致して國民精神を振作し、時弊を匡矯し、國運を伸張すべき時である。而して是等のことに就いては、既に明治天皇が教育勅語と戊申詔書とに明示し給うた所で、更に大正天皇が重ねて

我等に訓示し給うたのである。

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀
ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛
健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫
ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ
責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛
共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産
ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公
益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會
ノ福祉トヲ圖ルヘシ
謹んで按するに、此一段は振作更張に當つて我等

要旨

個人

社會

の實踐すべき道德の要目を教訓し給うたのである。
個人として守るべき點は知識のみを重んじて道
徳を輕んじてはいけない。智徳を竝進しなければ
ならぬ。各人責任を重んじ節制を尙び、家庭にあつ
ては、恭儉勤敏業に従つて、産を治めなければならぬ。
社會に於ては風俗を匡勵し浮華放縱を斥けて質
實剛健に趨き、輕佻詭激を矯めて醇厚中正に歸する
ことを心掛け、人倫をよく自覺して他人と親和する
やうにし、公德を守り秩序を亂さぬやうにし、博愛共
存の誼を篤らし、公益世務に竭すことを心掛けねば
ならぬ。

國家

國家に於ては、綱紀を肅正し、忠孝義勇の美を揚げぬばならぬ。

かくの如くにして、國家は興隆し、民族の安寧、社會の福祉は期せずして得られるのである。

朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

謹んで按ずるに、此の一段は臣民が一心協力して扶け奉ることによつて、國本を固くし、以て國家興隆の大業を恢弘するやうにと冀ひ給ひ、臣民に對して激勵遊ばされたのである。

臣民

我が國は君民一體の國柄であつて、國家興隆は實に君民の協力によつて實現されるのである。それ故に天皇は我等に向ひ國民が協同一致して御扶けすることを御希望あらせられたのである。國民に信賴遊ばされた此の御大詔を拜するに及んでは、我等は一日も安閑としてをることは出来ぬ。此の有難き御聖旨を奉體して、大御心に對へ奉らなければならぬ。

第十二課 結婚

結婚は實に人生の重大な本務であつて、人は之に

結婚

下は...
母、妻、主婦
下階階
居る...

新訂女子修身教科書卷四 人同の完全なる生活 男子女子共に長身より短身あり。六二

依つて、始めて其の生活を完全にし、一家一國も之に依つて、始めて存續し得るのである。然るに、青年男女中には、一時の情慾に任せ、或は空想に驅られて、輕しく結婚し、すぐ離婚するといふやうな人もある。或は、又結婚を煩はしいものと考へ、終生、獨身生活をしようとする者もないでもない。眞に已むを得ない事情の事情のあるものは別として、一身の安逸に耽つて、人生の本務を忘れるといふことは女子たる本分に背くものである。まして、良縁は、常に人生に希望と元氣とを與へるものであるからには尙更のことである。

結婚の時期

配偶者の選擇

杞憂

結婚は、女子をして妻となり、母となり又一家の主婦たるの責に任せしむるものであつて、女子生涯の運命は略之に依つて決定せられると云つてよい位で、國家社會の繁榮に及ぼす影響も亦甚だ大であるから、特に慎重な考慮を要するのである。結婚について第一に留意すべきは、男女共に心身の十分發達してから行なふといふ點である。特に中流社會の女子は、一旦不幸に逢ふても、能く自力で、獨立の生活をし得るだけの知識技能を修得した後に結婚するが賢明である。夫の選擇については、我が國良家の淑女は、父母長

父母の権利
理論的結婚
人を愛する
親の愛情問題
性

上の意見を尊重して濫に我意を張らないのが常である。元來父母長上の愛情と經驗とは必ず其子の將來を幸福にする筈のものであるから、若い女子は心から之に信賴するがよいけれども、又自分でも亦之に關し、著實正當な意見を有つてゐることは極めて肝要である。

配偶者選擇の標準は種種あるけれども、先づ考へねばならぬのは身體の健康と血統の純良とである。近時益、確實となつて來た遺傳の法則と、優生學研究の進歩とに徴すると、一層嚴密に血統の良否を考慮することが必要である。更に進んで不良な遺傳を

身體
傳

品性

持つ者は、法律によつて結婚を禁止する制度を設けるがよいと主張する者さへある。薄弱な體質、厭ふべき惡疾を子孫に傳へるのは其の子孫等の不幸であるのみならず、家國に對しても、亦大なる禍害を殘すものといはねばならぬ。

次に、大切なのは品性が高潔で業務に忠實な人を選ぶことである。いかに身體が強壯で獨立の資格のあるものでも、其の品性が卑しく、性質が不良ならば、決して生涯を共にすべきでない。若しかやうな人と結婚したならば、たとへ一時は地位財産を得て、富裕な生活を送り得る望があつても、到底永く真正

の幸福を望み得るものではない。地位財産のみに心を奪はれて結婚したもの、又は才學・技藝のみに注目して結婚した者の中には、遂に夫の不徳・非行の爲に獨り家庭に泣き、或は破鏡の不幸に逢つて、終生を煩悶の裡に過すといふやうな例も世には少くはないのである。

けれども、元來自分にも幾多の缺點があり、種種の事情があることであるから、徒らに高望後生女子の理想みをし、無理な希望をもつたならば、到底適當な配偶者を得難いであらう。たとへ、夫たるべき者に多少の缺點があつても、品性が高潔で其の業務に忠實な人であれば、

經濟

離婚

衣食足りて禮節あり
恒心あり

愛情によつて、互に相助け相補ふことに依つて家産を興し家名を揚げ、幸福な生涯を送ることが出来る。最後に大切なことは、經濟上獨立の資格のあるものでなくてはならぬ。言ふまでもなく、家庭生活の基礎は經濟にある。若い間は、唯愛情のみを重んじて、生活問題の如きは、敢へて問ふところでないとするものもあるが、これは大いなる誤である。若し其の夫が相當の職業又は資力を持たず、一家の維持と家族の扶養とをやる能力がないならば、一家の不幸は此の上もないことである。女子は經濟的自立

離婚には種々の原因あるけれども、結婚前に十分

夫婦の別

は、とかく狎れんとする傾がある。若し狎れ過ぎると互に輕侮の念を生じ、遂に不和を招くにも至るであらう。夫は家長であつて、家族保護の中心であるから、妻は其の長上たる地位を尊び、常に己れの言語動作を慎み、苟も禮意を失はないやう心掛けねばならぬ。是やがて、夫から尊敬を受ける所以である。夫婦の眞の和合は愛に敬が伴ひ、情と義とが共に行はれる所に成立するのである。

夫婦の特質の差異は先づ其の職分に現はれてゐる。夫は外に働き、婦は内を治めるのは、單に古來の慣習に過ぎないやうであるけれども、實は男女の性

和合するに
夫は家長
妻は其の長上
地位を尊び
常に己れの
言語動作を
慎み、苟も
禮意を失は
ないやう心
掛けねば
ならぬ。
是やがて、
夫から尊敬
を受ける所
以である。

情、體質から生じた當然の結果である。されば主婦たる者は能く其の一家を治め、子女を教養し、常に其の夫をして内顧の憂なからしめるやうでなくてはならぬ。これ實に人性自然の道に適ふものであつて、夫婦別あり」といふ言語の本義にも合する所以である。

夫婦は人格としては同一であるけれども、其の地位を異にする。「夫唱婦隨」といふことは古から常道とせられてゐる。されば妻たるものは、常に從順の美德を守り、夫をして家長たるの實を擧げしめねばならぬ。若し夫に信ぜられて萬事を任せられても、

女子は、はるかに有るもの
文明は、(内)の地獄
女子の天地、(内)の地獄
應、(内)の地獄
料、(内)の地獄
美徳を守り、夫をして家長たるの實を擧げしめねばならぬ。

第十三課 夫妻の和合

七十一

物類... 必ず... 夫を敬ひ、父老を尊んで、決して驕慢の心を起すといふやうなことがあつてはならぬ。婦人の奥ゆかしさは、實にかかる所にあるのである。

貞操

夫を敬ひ、父老を尊んで、決して驕慢の心を起すといふやうなことがあつてはならぬ。婦人の奥ゆかしさは、實にかかる所にあるのである。夫婦の縁は愛情によつてつながれ、愛情の根柢は相互の貞操に依つて保たれる。蓋し愛情の純潔であるのは、愛情が他に移らないことを示す所以である。されば貞操は、夫婦間に存する一切道德の基礎であるといつても過言ではない。随つて、男女によつて輕重のあるべき道理はない。けれども我が國の組織は、家族制を基礎とし、特に血統を重んずる國であるから、妻たるものの貞操は家國に對して、一層

重要な意義があることを自覺せねばならぬ。これが國が、古來女子の貞操を嚴肅にした所以である。されば、女子たるものは、何よりも先づその純潔を保つことを第一とせねばならぬ。特に處女の純潔は身命にも換へ難い寶玉であつて、あらゆる婦徳の源泉である。若し處女にして其の純潔を失ふならば、玉に疵があるやうなもので、全く其の價值を失ふものであるから、身を以て之を完うする覺悟がなければならぬ。

夫婦が相和して家の内が霽々たるのは、一家繁榮の基であつて、其の中に成長する子女も亦自ら薰化

せられ、善良な性情と健全な氣質とを有するに至るであらう。かやうにして一郷一村の模範となり、進んでは國家社會の良風美俗を作る源ともなつたならば、其の餘徳の及ぶ所は實に甚大と云はなければならぬ。

第十四課 内助の道

妻たるもの務

妻たるものが、主婦として能く内助の務を完うするには、先づ其の夫の性質、境遇と地位、職業とを理解して、深い同情をよせ、其の趣味に同化して、夫を慰安し、内に於ては能く家政を整へ、子女を養育して、夫を

家政の整理

子女の教育

して内顧の憂なからしめることを第一とし、尙進んでは、夫の事業を助けもし、過失があつたならば之を諫め、失敗があつたならば之を勵ますやうにせねばならぬ。要するに、良妻たるものは、主婦として家政を整へると同時に、夫に對しては、常に懇篤な同伴者、親切な慰安者、忠實な補助者たらんことを期せなければならぬ。

家道訓に、家を能く保つと保たざるとは、夫の徳不徳のみによらず、又妻の行の善惡によるものなり。古人「家貧うして良妻を思ふ。」と云ひけんも宜なり。夫は外を治め、妻は内を治むるが職分なり。夫能く

勤儉なれども、妻若し放逸にして、怠りて勉めず、奢りて儉約ならざれば、家を保つこと難し。とある。實に一家の内政を整理し、子女を養育し、夫をして全力を其の業務に専らならしめるのは、主婦の最も重要な務である。伊藤仁齋の妻は、貧困の間に能く家事を整へ、數人の子女を養育して夫をして其の研究に専心ならしめ、又五人の子を夫々知名の學者とならしめた。誠に後世主婦たるものの好模範と云ふべきである。

人の天分・習性は様々であるから、夫たる人の性質にも長所あると共に、又短所もあるを免れない。妻

たるものは、如何なる場合でも、能く夫を理解し、夫に同情して、常に誠實なる友となり、生涯の苦樂を分たなければならぬ。

鼓舞慰安

若し夫の計畫する事業に失敗が多く、動もすれば意氣沮喪するといふやうな場合には、妻たるものは一層力を内助に盡し、夫の疲れた精神を慰め、元氣を鼓舞して、困難に打克たしめるやうにせねばならぬ。貝原益軒の夫人及びダーウキンの夫人が、能く家政を整へつゝ、常に夫を慰めて其の研究を助け、何れも其の夫をして、一代の學者たる名譽を擔はしめ、幾多の名著を後世に残さしめたといふやうな例は、誠に

妻たるものの龜鑑と謂つてよい。之に反して、ギリシヤの聖人ソクラテスの妻は、常に良人の無能を罵り、一家の貧困をかこつて終り、磁器の發明家パリツシーの妻は、夫の熱狂と貧苦とを怒り、遂に良人を捨てて去つた。かくの如きは、皆其の夫を理解することの出來なかつたものであつて、妻としては最も恥づべきことである。

要するに、人の境遇如何は其の盡せる最善の外に、時としては免れ難き運命にも由るから、女子が結婚した後は、誠意をもつて、夫を助け家運の繁榮を圖り、卑劣の心を起さず、未練の振舞をせず、たとへ貧困不

運に陥ることがあつても之を忍び、決して夫家の闕を出でない覺悟が肝要である。人事を盡して天命を俟つ。とは女子の一生に取つて、大切な一教訓である。

二

家屋のことを俗に家船かぶね又は家臺船かだいぶねと謂ふ。面白い俗語である。家を船にたとへたならば、主人は船頭である。一家の者は皆乗合であつて、世の中は大海である。さすればこの家船に事があつても、又世の大海に事があつても、船頭は勿論、この家船に乗り合つた者は、一心協力してこの船を守らねばならぬ。さて、この家船を維持するには、楫の取りやうと、船に

穴のあかぬやうにすると、の二つが肝腎である。この二つによく氣をつけると、家船の維持は疑ひない。然るに楫の取りやうにも注意せず、家船の底に穴があいても、これを塞がうともせず。主人はなまけてゐて酒を飲み、妻は遊藝を樂み、倅は碁將碁に耽り、二男は詩を作り、歌を咏み、安閑として歲月を送り、終に家船を沈没させてしまふ。歎息すべきではないか。たとへ大穴でなくとも、少しでも穴があいたならば、乗合一同は速かに穴を塞ぎ、朝夕ともに穴のあかないやうに、用心すべきである。これ乗合の者に肝要な心得である。然るに、既に大穴があいて、尙これを

塞がうともせず、各自分の氣のままに、安閑と暮して居て、誰か塞いでくれさうなもの」と待つて居て助かる筈がない。助け船をのみ頼みにして居ても當にはならぬ。船中の乗合一同が身命をも抛つて働かねばならぬ時である。

(二宮翁夜話に據る)

第十五課 子女の教養

父母が子女を愛するのは、人情の自然である。諺にも「焼野のきぎす夜の鶴」と云ひ、又、古人が「破る子」なくて障子の寒さかな」と歌つたのなど、何れも、親子の情の如何に濃かなものであるかをよく示してゐる。

愛護と教養

る。父母にして子女を愛護しない者はない。されど、唯愛護するばかりで、その教養の道を誤るやうなことがあつたならば、却つて子女の不幸となり、親たるの道に背くであらう。古語にも「父母慈なりとも、教へざる時は其の子を敗らん」と戒めた。親たる者の第一の務は、子女を教養して善良な人たらしめるにある。

子女と家國

元來、子女は父母の私すべきものではない。祖先の志を繼いで、家の繁榮を圖り、家名の維持、發揚にあづかるべきものである。忠良の臣民となつて、國家の富強を圖り、國威の宣揚に努むべきものである。

而して、子女の賢愚、良否は、主として教養の如何に由るのである。故に其の教養の道を失ふときは、常に子女及び父母の不幸たるのみでなく、やがては家を破り、國を損ふにも至るであらう。されば、父母たるものは、己れの子女を以て家國の寶と思ひ、其の教養に努めねばならぬ。

學校教育

父母の施すべき教養には、學校教育及び家庭教育の二方面がある。學校教育は尋常小學校に於ける義務教育から始まる。父母たるものは、自己の資財の許す限り、其の子女の健康性能に應じて、進んで適度の學校教育を受けしめ、忠良有爲の國民たらしめ

家庭教育

ねばならぬ。

しかし、學校で授けるのは、主として知識及び技能であつて、道德の教育に於ては、到底家庭教育の力に及ばない。何となれば、道德は實行に依つて得たる習慣に本づくからである。然るに世には、子女を學校に託した上は、一切の教育の責任を學校に負はせて、自分は責任を離れたとしてゐる者がないでもない。之は甚だしい誤解である。概して、家庭教育の中心となるものは母である。古來、英雄偉人の子は必ずしも俊英ではないが、英雄偉人には多く賢母のあるのが常である。されは、母たるものは、能く其の

躑方

責任を自覺し、綿密な注意を以て子女を善に導かねばならぬ。世に、「善良なる國民を作らんと欲せば、先づ善良なる母を作れ。」と云ふは、誠に理である。

子女の躑方しやうほうは寛嚴宜しきを得なければならぬ。子女の最も陥り易い惡徳は我儘である。而して我儘の心は諸惡の本となるものであるから、幼時から嚴格に之を戒めて、假借しないのが宜しい。さらばといつて、又妄りに子女の自由を拘束し、活動を制限するも宜しくない。子女の天真にして無邪氣な活動は、なるべく之を自由にさせて其の天性の發展を遂げしめるがよい。實に強健なる身體も、有爲の精神

も、かゝる間から生ずるものである。然るに、教育なき母又は祖母は多く、目前の愛に溺れて、成長後のことを思はず、其の爲に却つて子女の品性を賊ふことがある。古來「祖母様育ちは三文安い」と譏り、又「其の子を見て、其の母の賢愚を知る」とも云つた。子女の一言一行は母の躰け方の鏡である。

善良の模範

子女を善良にするには、長上たる者が、先づ自ら善行・美風の手本を示して、之に倣はせるが上策である。子女は天性摸倣を好む者であるから、父母の一言一行は知らず識らず、其の言行・思想・感情に影響するものである。之を感化といふ。故に母は、日常其の言

行を正しうし、家内の風儀を善良にし、子女の接する環境をして清淨潔白ならしめるやう心掛くべきである。能く其の子女を教養して、有爲善良の人たらしめる基を養ひ得たならば、母たる者の家國に貢献することは、實に大なりと謂はなければならぬ。

明治天皇御製

たらちねのにはの教はせばけれど

ひろき世にたつもとゝとぞなる

第十六課 舅 姑

既に屢學んだ如く、女子の他に嫁するのは己れの

舅姑

家を去つて、夫の家に入るのであるから、夫と共に祖先の家を受け、之を發展せしめて、子孫に傳ふる責任を有するものである。而して、直接に之を我等に授けるものは舅姑である。されば、人の妻たり母たる務の外、能く舅姑に事へて孝道を盡すのは、女子の家に對する大切な務の一端である。

舅姑に事ふる道

夫婦は同心一體であるから、夫が孝養の至誠をいたすべき父母には、妻も亦赤心を捧げて事へなければならぬ。古來、實の父母に事へるやうに舅姑に事へよと教へたのは、誠に道理あることである。固より其の初めに當つては、互に理解し合ふ點が少ない

から、種々困難なやうなこともあらう。しかしながら、眞に子たるの道を盡し、永く渝らなかつたならば、恰も實の親子と同一の情愛をさへ生ずるに至る事が珍しくない。思ふに舅姑は永く其の家を經營して來た人人であるから、全く他家に育つた新婦の遣り方に慊らぬ節の多いのも當然である。随つて、遠慮なく立入つて干涉するのは、眞に家を思ひ其の子夫婦の將來を思ふからのことである。されば、嫁たるものは、悉く之を善意に解し、我意を捨てて之を奉じ、夫の家風に從ふやうにせねばならぬ。若し事毎に快く其の命を受けらば、舅姑も嫁の優しい心

根に感じて、自然に好意を以て之に報ゆるやうになる。たとへ舅姑が腹立ちまぎれに、激しい言葉を用ひるやうなことがあつても、決して怨み怒らず、よく従つたならば、如何につれない人々でも遂には、其の態度を改めるものである。

税所敦子と姑

税所敦子の姑は、極めて口やかましい人であつたから、郷黨は之を綽名して「鬼婆」と名づけた。或日其の姑が、敦子に向つて「そなたは歌よみの名人だから今妾の思ひついた題で一首詠んで賜はれ。」と意味ありげに言つた。敦子は之を聞いて、「妾には歌らしい歌は詠ませぬが、ともかくも其の題を戴いた上、母

上のお慰に詠みませう。」としとやかに對へた。此の時姑は敦子の顔を熟視しながら「鬼婆」といふ題です。そなたも知るやうに、里人等は、妾のことを鬼婆と陰口します。此の鬼婆に使はれて居る嫁女の苦しい腦中を遠慮なく歌に詠んで見なされ。」と思ひも掛けぬ難題を課した。敦子は言葉の終るや否や、例の笑顔で、「母上はや詠みませました。」といへば、姑は目をまるくして、「早く読み聞かせなされ。」と迫る。敦子は物靜かに、佛にもまさる心と知らずして

鬼婆などと人の言ふらんと詠んだ。流石の姑も敦子の優しい此の言葉に感

小姑

じ、爾來其の態度を一變し、敦子を敬愛するやうになつたといふことである。年が寄ると、短慮一徹となるものであるが、陰日向のない眞の親愛の心には、何人も皆敦子の姑の如く、感動しないものはない。

夫の家には、又其の兄弟姉妹あることがある。之を小姑といふ。元來、是等の人々は一團となつて、同じ父母の愛護の下に成長して來たものであるから、其の相互の間には、深い愛情あるけれども、家風世故に慣れない新婦に對しては、兎角情をよせにくいから、其の間の調和が動もすると破れ易い。世間には斯かる不和の例が少くないのは、残念なことである。

嫁に對する道

けれども、小姑は、もと我が愛する夫の兄弟姉妹で、しかも我が父母とすべき舅姑の子女である。故に舅姑に事へ夫に事へる心を推し、謙遜親切に之に接せねばならぬ。特に他家に嫁いだ夫の姉妹で、不幸にも、家に戻つて來て居るといふやうな場合は、一層同情をよせなければならぬ。

之に反して、自分が若し小姑である場合は、まだ年が若くて家風に慣れない新婦に對しては、深い同情をもたなければならぬ。諺にも「我が身を抓つて人の痛さを知れ」とある。「小姑は母が歸ると側へ寄り」などの諷刺句もある。徒らに、嫂の缺點を擧げて、父

母の心を騒がし、家庭に風波を起すが如きは、非道の振舞である。自分も亦やがては、他家に行くべき身で、現在の實家は、將來我が母に代つて新婦が世話をするわけであるから、言行を慎み、妄に嫂に反抗したり、又は之を惡むといふやうな事があつてはならぬ。

第十七課 境 遇

逆境

人の運命は測り難いものである。不幸にして意外の天災に逢ふとか、思ひがけざる疾病に罹るとか、失敗の逆境に陥るといふやうなことがある。されば、平素勤勞・忍耐の精神を養ひ、又質素を旨として餘

財を蓄ふることは、萬一に處する最良の計である。而して、一朝この逆境に遭遇して、徒らに失望し煩悶して、夫を恨み愚痴をこぼすが如きは、決して教育ある婦女の態度ではない。

梅田雲濱が、其の妻信子と共に京都に出て、教授をしてゐた頃は甚だ貧乏であつた。信子は窮苦の中にも能く良人を慰めて之を勵した。雲濱は或る日信子の苦衷を思ひ遣つて詫びた。信子は之を遮つて、事足らぬ住居なれども住まれけり、我を慰む君あればこそ。」と詠じて、安心せしめたといふことである。人の妻女たるものは、誰しも困苦にひるまぬ此心掛

寡婦

けを以て、益其の夫を慰めかつ勵まして、新なる運命の開拓に従はなければならぬ。
夫婦の縁が盡きないで、互に相愛したならば、たとへ逆境に在つても、尙互に慰め合ふことが出来る。若し不幸にして早く夫を失つたならば、これこそ婦人の一生涯にとつて最大の不運であつて、寡婦としての決心を要するに至るのである。固より一旦他に嫁いだ上は、終生夫の家を家とする覺悟あるべきは勿論である。若し其の舅姑が己れを信じ、且つ、子供のあるときは、大なる決心を以て家事に當り、一層能く舅姑に事へ、子供を養育して亡夫の遺志を繼が

再婚

しむべきである。これ貞婦たるもの、世に處する道である。かやうであつたならば、子供の成長した後、母の恩義に感ずることも特に深いであらう。雪ふりて年の暮れぬるときにこそ、つひにもみぢぬ松も見えけれ。
之に反して、ひたすら自分に信賴する舅姑に背き、斷つべからざる親子の愛情をも斷つて子供を捨てて他家に再嫁するが如きは、婦道に反し、人情にも悖る行である。けれども、若し子供も無く、年も若ければ、周囲の事情に依り、再婚を勧められることもあらう。かやうな場合には、よく前後を考へ、更に長上先

輩の教をも乞うて、慎重に進退を決すべきである。
「貞女兩夫に見えず。」は、昔からの教訓であるからとい
つて、自分に獨立の才能徳操もないのに、之を斷わる
ときは、却つて再婚に勝る不名譽を招くことが無い
とも限らぬ。

けれども、又何等の考もなく、輕率に再婚を決した
がために、間もなく破鏡の不幸に陥り、三婚四婚して
世上の物笑となるものもないではない。深く慎ま
ねばならぬことである。

人生には往々意外の事があるから、或は又不幸に
して、人の後妻となるやうな例外もないではない。

繼母

是等の場合に處する道は、一層困難であつて、特に「な
さぬ仲」と稱せらるる先妻の子がある場合は、所謂繼
母となるのである。一度熟慮決行した以上は、深き
同情と堅固な覺悟とを以て能く婦道を完うするこ
とを心掛けねばならぬ。

第十八課 女子の自立

社會生活に於て、協同の必要なことは、既に述べた
るところであるが、他方に於ては、又精神上に於ても
經濟上に於ても、各人自立自營を重んじ、他人に依頼
しないことが必要である。實に協同と自立とは、車

自立

の兩輪の如く、互に相待ち相助けて社會の存立發達を助けるものである。

自立の二種

精神上の自立とは、是非の判断を誤まることなく、又容易に世の言説評判に惑はされず、他人に雷同することのないのを謂ひ、經濟上の自立とは、常に自己の職業收入に依つて生活し、決して他人に依頼することのないのを謂ふ。

精神上の自立を全うするには、健全な常識と堅實な意志とを要し、經濟上の自立を十分にするには、正しい職業に従事して、生活の途を安固ならしめることが必要である。以上の兩者を能くするものである。

職業

つて、始めて眞の自立自營の人たることが出来る。

職業は獨り一身一家の爲のみでなく、社會のために長短相補ひ、有無相通じて、全般の繁榮を致す基であるから、たとへ、父祖の遺産が多くて、衣食に窮することがなくとも、必ず正しい職業を選んでこれに従事し、人間固有の活動力を有意義に發揮し、且國家社會の繁榮に貢獻する所がなければならぬ。職業に就くのは、實に道德上の義務を果す所以である。之に反して、一家の富裕を恃み安逸に其の日を送るが如きは、自立の精神に背き、社會の恩義を忘れた行爲であつて、甚だ恥づべき生活である。

職業の選擇

職業を選定するには、先づ社會の需要如何を考へ、次に自己の才能嗜好に適するや否やを考へねばならぬ。世には、生産其の他労働に關する職業を嫌ふものがあるけれども、正しい職業には貴賤がない、勤勞は實に神聖である。精神を勞するものが尊く、肉體を勞するものが卑しいといふ道理はない。學者たり、實業家たり、軍人たり、將僕婢たり、職工たるとを問はず、一定の職業に従事して、勤勉であるのは誠に尊ぶべきことである。最も卑しむべきは無職の遊民である。

女子の職業

女子は、通常家政整理の任務を有するものである

から、職業については、敢へて考慮する必要ないかのやうでもあるが、能く夫の職業を理解して、之に同情するのには大切な務であり、又子女の職業選定についても、助言をする必要がある。加之、人の運命は測り難いものであるから、或は、一身一家の事情上、獨立して生活する必要も起るであらうし、或は、一旦人に嫁いだ後でも、獨力で子女の養育をしなければならぬ事情に迫られることもあらう。されば、轉ばぬ先きの杖として、豫め一藝一能を修めて置いて、萬一の場合に備へるのは賢い用意である。又中流以下の家庭でも、女子も事情の許す限り、自家に適當な副業又

は内職を勵んで、遊惰に暮すことのないやう心掛けねばならぬ。我が國で輸出額の首位を占める生絲は、多くは農家の副業たる養蠶に本づくもので、しかも女子が主として之に當るのを常とする。女子平時の勤勞が、國富の増進に貢獻すること大なりといはねばならぬ。

近時經濟状態の變化に伴つて、女子の職業に従事するもの多きを加ふるに至つた。これは必ずしも喜ぶべき現象でもないが、これは、女子が如何なる方面の職業でも營み得る性能を持つてゐることを確證するものである。唯其の結果として、獨身生活を

職業婦人と
獨身生活

する女子の數が漸次増加する傾向のあるのは、自然の勢であつて已むを得ないことではあらうけれども、決して看過すべき現象ではない。中には、家庭に入つて窮屈な煩雜な生活をするよりも、むしろ獨身生活の方が無拘束で安樂でよい。などといふ放縱な考を懷く婦人も無いではなからう。これ婦人のみに與へられた天職を無視するものであつて、果は國家の盛衰にも關することである。我等は忘れても、斯かる謬つた思想に囚はれてはならぬ。

明治天皇御製

・ 家富みてあかぬことなき身なりとも

人のつとめをおこたるなゆめ

第十九課 女子の本分

男女の分

男女其の分を異にするのは人道の大法である。思ふに、男女は體質・性情を異にするものであつて、女子の長所は男子の短所であり、反對に男子の長所は女子の短所である。故に、男子ばかりでは完全でない、必ず女子の補助を要する、又女子ばかりでも其の生を完うすることは出来ぬ、必ず男子の保證を要する。社會も亦兩者が一體となり、長短相補ふに依つて、其の組織は鞏固となり、其の發達は遂げ得るので

ある。されば、女子は男子と異なる方面に於て、世に盡すべき幾多の本分のあることを知らなければならぬ。

家庭の任務

男女が長短相補うて、共同生活をする中心は家庭である。家庭には二つの主なる任務がある。一は職業に従事して一家の自立を完うすること、今一は能く内部を整理して健全ならしめ、もつて國家・社會の基礎を固うすることである。而して、前者は主として男子の負擔すべき任務であつて、後者は主として女子の盡すべき本分である。換言すれば女子は家庭を通して國家に盡すべきものである。世には、

男子の勇敢なる活動を偉大視し、女子の溫柔なる行動を蔑視し、歐米の皮相を學んで、女子の自由解放を主張するものがないでもない。固より、男女は人格としては同一である。けれども各其の天分の長所に依つて、家庭と國家とに貢獻すべきものであるから、決して、兩性の間に、尊卑高下の別はない。随つて、我が國古來の婦道に於て否認すべきものはない。固より、文明の進歩と社會の發達とに伴つて、舊來の陋習は、之を打破せなければならぬが、徒らに變化を喜んで、天地の公道に基づき、我が國固有の美風をも傷はんとするのは甚しい誤と云はなければならぬ。

家庭の整理

家庭の整理は、主に妻として、嫁として、主婦として、母としての務を完うするに依りて成就する。即ち妻としては、貞淑従順を以て夫に事へ、婦言を慎み、婦容を修め、婦徳を積んで内助の功を擧げ、妻たるの品位を維持すべきである。又嫁としては、舅姑に事へては孝順であり、夫の兄弟姉妹に對しては、實の兄弟姉妹に對するが如くし、夫の親族に親み、家風を尊重し、一家春風を中心とならなければならぬ。更に主婦としては、勤勞を厭はず、困難を避けず、能く家長を助けて婦功を擧げ、家族と和し、召使を憫み、一家經濟の主任となり、入るを計つて出づるを制し、以て家政

修養の必要

を整理し、家運長久の計を立てなければならぬ。而して、母となつては、一身を修養して子女の好模範となり、慈愛に溺れず、嚴酷に失せず、常に子女の將來を考へて、善良健全なる人物たらしめねばならぬ。最後に、老いて姑となつたならば、嫁を見ること猶ほ眞の子の如くし、同情を以て之に接すべきである。かやうに、良妻賢母たるの實を挙げ、家庭の主婦となつて、能く之を整理するのが、女子最大の本分である。女子たるものが、能くこの重大なる本分を完うするには、必ずや修養を積み、知識を磨き、徳行を修めねばならぬ。昔は、無學な女子でも、家庭の經營に苦しむ

むことが少かつたけれども、今日のやうに世界の競争が益、激甚となり、人人の業務が愈、繁劇を加ふるに至つては、安逸を貪る者は、到底生存を全うし得ない有様となつた。随つて家庭の整理についても、新しい知識と高尚な品性とを有する者でなければ、十分其の任に堪へることは出来ぬ。現代の女子にとつては、智徳の修養は缺くべからざることである。

明治天皇御製

たゞしくも生ひしげらせよ教草

をとこをみなの道を別ちて

第二十課 人生

運命と人生

人の一生は運命の爲に支配せられることが多いから、人力の及ばないことが少なくない。固より、常に運命のみを頼んで、人事を盡さないのは宜しくないが、女子は他に嫁するのが本體であるから、其の生涯は自ら男子と違ふのである。古の詩人が「人生婦人の身と作るなこと莫なれ、百年の苦樂は他人に由る」と詠じたのは一面の眞理ではあるが、男尊女卑の甚だしかつた昔はいざ知らず、女子の人格は認められ、地位も向上した現代に於ては、かほど悲觀するには及ば

ないのである。一家を成すは男子であつて、女子は多く嫁して他家に入るもので、此の點は已むを得ないが、女房の悪いのは六十年の不作の諺の如く、一家の幸不幸は主として主婦の態度如何に在るのである。然らば則ち、其の責任重大で、其の實權の掌中に在るを思へば、生れて婦人となり主婦となるも敢へて悲觀すべきことではないのである。

内心の満足

人生は、心の持ちやうで、或は歡喜の光明ともなり、或は悲哀の暗黒ともなる。されば若し心の樂を本とし、誠實に其の夫家の爲に盡し、親戚故舊とも相親しみ、常に自己の人格を磨いて隣人の爲にも盡した

ならば、たとへ、不運で貧賤に終つても、内心の平和満足によつて意義ある生活をなし得るのである。之に反して、若し足ることを知らず、樂を外に求めたならば、富貴となつても、益、快樂を求めて心の靜まる時もない。貝原益軒の樂訓に、足ることを知り、貪りなければ、身貧しと雖も心必ず富む。貪り多くして、あきたらざれば、身富むとも心貧し。」と云ひ、又、如何なる大富貴なる幸多き人にも、身に病なく命長く、親戚に憂なく、五體備はり、思ふこと心にかゝる人は稀なり。この理を知らば、身の上につきて樂み、外を願ふべからず。」と教へてゐる。常に精神的の満足を

逆境

以て人生の幸福となし、順境に甘んぜず、逆境に悲觀しないのは人生第一の覺悟である。

若し不慮の災害に遭遇して、心を傷め身を惱ますやうな境遇に立つたならば、これは即ち天が我を試験し鍛鍊するに他ならぬと思つて愈、勇氣を起して運命の開拓に努めねばならぬ。最善を盡した後に來るものは、吉凶共に天命である。古語にも、人事を盡して天命を待つ。」と云つてをる。然るに、かかる場合に、徒らに天を恨み人を咎めて、悲觀懊惱する者もある。かやうなことは何等の甲斐もないこととて、唯自己の修養の足らないのを暴露するのみである。

人生行路のしるべは、正しく、強く、やさしく、に要約し得ると信ずるのである。

新訂 女子修身教科書 卷四終

大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
正	正	正	正	正	正	正	正	正	正
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
訂	訂	訂	訂	訂	訂	訂	訂	訂	訂
正	正	正	正	正	正	正	正	正	正
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
版	版	版	版	版	版	版	版	版	版
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
行	行	行	行	行	行	行	行	行	行

卷一	金二十六錢	金四十一錢
卷二	金二十五錢	金四十一錢
卷三	金二十九錢	金四十八錢
卷四	金二十九錢	金四十八錢

昭和四年度臨時定價

吉田 靜致

大葉 久吉

東 勇 治



昭和三年版

著者 發行者 印刷者

東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地
東京市小石川區久堅町百八番地

刷印社會式株印刷

發行所 關西專賣

東京市日本橋區本銀町三丁目
振替口座東京二八〇番
大阪市西區阿波堀通四丁目
振替口座大阪四三番

株式會社 寶文館
株式會社 大阪寶文館

田川野文枝

文書